

3 届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号）

4 規則第9条第1項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

伐採の始期の30～90日前で届出書が提出されているか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

年 月 日

住所
届出人 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち）〇〇が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木）を伐採するものです。

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採する（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する）者が異なる場合、連名となっているか？

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	ha (うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐 (皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m	延長 m	

小数第2位まで記載されているか
(第3位で四捨五入されているか)?

①始期は届出年月日以降 30～90 日となっているか?
②伐採の期間が 1 年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか?

2 備考

--

幅員 3m 超で、その面積が 1ha 超となっていないか?

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ (あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が 1 年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。）
②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。

皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内

択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)						
5年後において 適確な更新が なされない場合						

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？

②5年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から2年以内に造林する計画となっているか？

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）以下か？

2 備考

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

4 届出書の記載例

① 伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

市町村長 殿

令和4年10月1日

住 所 ○○市○○町1-2-5
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

○○国立公園普通地域

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha (うち人工林2.00ha)		
伐 採 方 法	(主伐)(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有)〇〇林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐 採 齢	50		
伐 採 の 期 間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	(集材路・架線・その他 ())		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 500 m		

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採の始期が届出日以降 30
~90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 〇〇市〇〇町 1－2－3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	2.00ha
植栽による面積 (A)	2.00ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日	ヒノキ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	幼齢木保護 具の設置
		スギ	1.00ha	2,500本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	—	—		—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本		—

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から
起算して2年以内となっているため、適正。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

② 伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

〇〇市長 殿

令和4年9月15日

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

伐採する者と伐採後の造林
をする者が異なる場合
は、連名で届け出る。

住 所 〇〇市△△町字□□123

届出人 氏名

〇〇林業

代表取締役 林野 次郎

〔伐採する者（立木を買い
受けて伐採する者等）〕

住 所

〇〇市〇〇町1-2-3

届出人 氏名

森林 太郎

〔伐採後の造林をする者
（森林所有者）〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者のうち 〇〇林業 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は
該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市△△町字□□123

届出人 氏名 ○○林業

代表取締役 林野 次郎

1 伐採の計画

伐採面積	3.30ha（うち令和4年度 天然林2.20ha、令和5年度 天然林1.10ha）		
伐採方法	(主伐)(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作業委託先	—		
伐採樹種	クヌギ、その他広葉樹		
伐採齢	45（35～50）		
伐採の期間	令和4年11月1日～令和5年12月31日		
集材方法	(集材路・架線・その他（ ）)		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 750m		

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採の期間が1年を超える場合は、
年次別に記載する。

伐採の始期が届出日以降 30
～90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 〇〇市〇〇町 1 - 2 - 3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	3.30ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	3.30ha
ぼう芽更新による面積 (C)	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 (芽かき) ・なし
天然下種更新による面積 (D)	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) 3,000 本/ha × 3.30ha = 9,900 本
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日	クヌギ	2.20ha	9,900 本		防護柵の 設置
		その他広葉樹	1.10ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和11年4月1日 ～ 令和13年3月31日	その他広葉樹	3.30ha			

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

木以外の用途に供されることとなる場合のその

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③ 伐採の方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

市町村長 殿

令和4年10月1日

住 所 〇〇市〇〇町1-2-
届出人 氏名 森林 太郎

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地, 1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町 1-2-3
届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐 採 面 積	2.00ha (人工林2.00ha)		
伐 採 方 法	(主伐)(皆伐・択伐)・間伐	伐 採 率	40%
作 業 委 託 先	○○森林組合		
伐 採 樹 種	ヒノキ		
伐 採 齢	60		
伐 採 の 期 間	令和4年11月1日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採（主伐（択伐））の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？

伐採の始期が届出日以降 30～90 日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町 1 - 2 - 3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	2.00ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	2.00ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	2.00ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
(例) $3,000 \text{ 本/ha} \times 2.00\text{ha} \times 0.4 = 2,400 \text{ 本}$
5年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日	その他広葉樹	2.00ha			防護柵
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和12年3月31日	その他広葉樹	2.00ha	2,400 本		防護柵

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

の用途に供されることとなる場合のそ

5年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④ 伐採方法が間伐の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和4年10月1日

市町村長 殿

住 所 ○○市○○町1-2-
届出人 氏名 △△森林組合
組合長 森林 花子

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は長期受委託契約に基づき 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地, 1234-2番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町 1-2-3

届出人 氏名 △△森林組合

組合長 森林 花子

1 伐採の計画

伐採面積	2.00ha		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	30%
作業委託先	—		
伐採樹種	ヒノキ		
伐採齢	35		
伐採の期間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m ・ 延長 m		

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
(伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認)

伐採の始期が届出日以降 30 ~ 90 日であり、適正

2 備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)		— ha
人工造林による面積 (A + B)		— ha
植栽による面積 (A)		— ha
人工播種による面積 (B)	間伐は更新を伴わない 伐採であるため、伐採後の 造林の計画は不要	— ha
天然更新による面積 (C + D)		— ha
ぼう芽更新による面積 (C)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし	
天然下種更新による面積 (D)		— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)						
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	—	—	— ha			—
5年後において 適確な更新が なされない場合	—	—	— ha	— 本		—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

〇〇市長 殿

令和4年10月1日

伐採の始期の30～90日前
であり、適正。

住 所 〇〇市〇〇町1－2－3

届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である 森林太郎 が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

住 所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採の計画

伐採面積が1ha以下であり、適正。
なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha以下であることを確認。

伐 採 面 積	0.50ha (人工林0.50ha)		
伐 採 方 法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有) □□林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐 採 齢	60		
伐 採 の 期 間	令和4年11月15日 ~ 令和5年3月15日		
集 材 方 法	集材路・架線・その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3m ・ 延長 100m		

伐採の始期が届出日以降30
~90日であり、適正

2 備考

--

注意事項

- 1 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 2 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 3 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 4 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

住 所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	— ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作 業委託先	鳥獣害対策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本	—	—
天 然 更 新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	— ha			—
5年後において 適確な更新が なされない場合	令和10年4月1日 ～ 令和12年3月31日	スギ	0.50ha	1,500 本		幼齢木保護 具の設置

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定 (転用予定時期: 令和5年8月)

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

2 備考

伐採後の用途が森林以外 (転用) である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。